

『新行政不服審査法 審理員のノウハウ・不服申立代理人のスキル』

目次

・序論	1
-----	---

第1章 審理員のノウハウ

I 審理員として最も重要なこと	6
1 審理員制度は新行審法の骨格、屋台骨、キモ	6
2 審理手続の主宰者	7
3 専門職審理員、プロパー職員審理員	8
II 手続をとりまく諸条件	9
1 審理員とは	9
2 審理員候補者名簿の作成	9
3 指名され、審査請求人や処分庁等に知らされる	11
4 審理員指名が不要な分野	11
5 審理員補助者は機械的業務のみに限るべきである	11
6 参加人、利害関係人	12
III 手続の遂行	13
1 全容（法28条から42条まで）	13
2 審査請求書をよく読み理解する（すべての出発点）	13
3 審査請求書、弁明書、反論書等	14
(1) 審査請求書	14
(2) 弁明書	14
(3) 意見書・反論書	15
4 口頭意見陳述	16
5 争点整理と審理（証拠調べ）計画、審理の計画的進行・遂行	17
(1) 争点整理表	17

目次

(2) 審理計画、証拠調べ計画	18
(3) 審理手続の計画的進行、計画的遂行の中身	18
6 審理手続の併合または分離	19
7 証拠調べ	20
(1) 書証と証拠物	20
(2) 書類その他の物件提出要求	21
(3) 参考人陳述、鑑定	22
(4) 検 証	22
(5) 審理関係人への質問	23
8 提出書類等閲覧等請求への対応	23
(1) 請 求	23
(2) 例 外	24
(3) 柔軟な運用へ	24
(4) 意見の聴取	24
(5) 手数料等	25
9 執行停止の意見書	25
10 審理手続の終結	26
11 審理員意見書	27
(1) 意見書の内容	27
(2) 判断の種類	29
(3) 事件記録以外の提出書類（令16条）	32
【書式例】 争点整理表	32

第2章 不服申立代理人のスキル

I 国民の選択肢の拡大と代理人としての心構え	36
1 不服申立前置の見直しおよび二重前置の廃止	36

(1) 不服申立前置の見直し	36
(2) 二重前置の廃止	37
2 大局的見地からの代理人としての心構え	37
II 勝ち取るべきもののために、審理手続・審理員を知る	
(総論)	39
1 代理人として勝ち取るべきもの	39
2 審理手続・審理員を知る	40
(1) 審理手続は今後の運用によるところが大きい	40
(2) 審理員の心理	40
(3) 代理人のあるべき姿勢	41
III 審理員による審理手続を実効性あるものとするための	
スキル	42
1 審査請求書の提出の仕方	42
2 除斥事由の指摘	42
(1) 審理員の除斥事由	43
(2) 除斥事由を指摘することの重要性	43
3 処分庁等の提出する弁明書への釈明	44
(1) 弁明書の提出が義務とされた意義	44
(2) 処分の理由を「固めさせる」ために	45
4 争点整理への関与	45
5 口頭意見陳述における「質問」の積極的活用	46
(1) 口頭意見陳述の意義	46
(2) 実質的な反対尋問として機能させるために	47
(3) 口頭意見陳述の記録の入手	48
6 手続の監視	49
7 記録の閲覧・謄写に係る働きかけ	50
IV 審査会の調査審議の手続にのぞむにあたってのスキル	52

目次

1 諮問を希望しない旨の申出	52
2 審査会に諮問されることの意義	53
3 代理人としての活動	53
(1) 審理手続段階の記録の閲覧・謄写	54
(2) 主張書面および資料の提出	54
(3) 「口頭での意見陳述」	55
(4) 職権調査を機能させるための予算確保	56
V 裁決を受けて	57
・執筆者略歴	58

— 凡例 —

<法令等略語表>

法	行政不服審査法
令	行政不服審査法施行令
規則	行政不服審査法施行規則
行訴	行政事件訴訟法
行手	行政手続法

<判例評釈誌等略語表>

判時	判例時報
裁判所	裁判所ウェブサイト 裁判例情報 ウェブサイト